

# 四半期報告書

(第19期第3四半期)

自 平成20年10月1日  
至 平成20年12月31日

株式会社**SRA**ホールディングス

東京都豊島区南池袋二丁目32番8号

(E05640)

## 表紙

## 第一部 企業情報

## 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

## 第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	4
3 財政状態及び経営成績の分析	4

第3 設備の状況	5
----------	---

## 第4 提出会社の状況

## 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) ライツプランの内容	14
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	14
(5) 大株主の状況	14
(6) 議決権の状況	15

2 株価の推移	15
---------	----

3 役員の状況	15
---------	----

第5 経理の状況	16
----------	----

## 1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	17
(2) 四半期連結損益計算書	19
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	21

2 その他	28
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	29
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第19期第3四半期（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社S R Aホールディングス
【英訳名】	SRA Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鹿島 亨
【本店の所在の場所】	東京都豊島区南池袋二丁目32番8号
【電話番号】	(03) 5979-2666 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部財務部長 吉村 茂
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区南池袋二丁目32番8号
【電話番号】	(03) 5979-2666 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部財務部長 吉村 茂
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期 第3四半期連結 累計期間	第19期 第3四半期連結 会計期間	第18期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高（百万円）	29,654	10,224	45,058
経常利益（百万円）	2,281	826	4,181
四半期（当期）純利益（百万円）	1,101	389	2,224
純資産額（百万円）	—	13,281	13,224
総資産額（百万円）	—	25,934	27,967
1株当たり純資産額（円）	—	952.00	950.22
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	79.57	28.15	160.74
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	79.56	—	160.35
自己資本比率（％）	—	50.8	47.0
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	235	—	2,025
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△360	—	△434
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△566	—	△238
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	10,519	11,265
従業員数（人）	—	1,740	1,694

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第19期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	1,740
---------	-------

（注）従業員数は、就業人員で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	18
---------	----

（注）従業員数は、就業人員で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### 事業区分名称の変更

従来、事業区分を「システム開発事業」、「ネットワーク・システムサービス事業」及び「コンサル・サービス事業」と表示しておりましたが、第1四半期連結会計期間より、それぞれ「開発事業」、「運用・構築事業」及び「販売事業」と名称を変更いたしました。この変更により事業の種類別セグメントに与える影響はありません。

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（%）
開発事業	5,559	—
運用・構築事業	1,295	—
合計	6,854	—

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
3. セグメント間の取引については相殺処理しております。

#### (2) 仕入実績

当第3四半期連結会計期間の仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（%）
販売事業	2,112	—
合計	2,112	—

- (注) 1. 金額は仕入価格によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
3. セグメント間の取引については相殺処理しております。

#### (3) 受注状況

当第3四半期連結会計期間の受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高 （百万円）	前年同期比 （%）	受注残高 （百万円）	前年同期比 （%）
開発事業	4,034	—	6,108	—
運用・構築事業	815	—	1,511	—
販売事業	4,631	—	3,692	—
合計	9,480	—	11,313	—

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
3. セグメント間の取引については相殺処理しております。

#### (4) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（%）
開発事業	5,415	—
運用・構築事業	1,250	—
販売事業	3,558	—
合計	10,224	—

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
3. セグメント間の取引については相殺処理しております。

## 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、従来事業区分を「システム開発事業」、「ネットワーク・システムサービス事業」及び「コンサル・サービス事業」と表示しておりましたが、第1四半期連結会計期間より、それぞれ「開発事業」、「運用・構築事業」及び「販売事業」と名称を変更いたしました。この変更により事業の種類別セグメント情報に与える影響はありません。

### (1)業績の状況

当第3四半期連結会計期間の国内経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機による経済の減速を背景に、株式市場の低迷、円高による輸出の減少、企業収益の悪化による投資の減少等により景気は急速に悪化してまいりました。

このような景気動向を受け、特に第3四半期からは顧客のIT投資は先送り、規模縮小、凍結等が相次ぎ、当社グループを取り巻く経営環境も急速に厳しさが増してまいりました。

このような状況のもと、当社グループは、当連結会計年度の業績目標達成に向け、受注活動に注力するとともに、経費削減策等を盛り込んだ緊急施策も推進しております。また厳しい受注環境を好機と捉え、事業基盤のさらなる強化と将来の成長に向けた布石を打つための構造改革として「粗利益率の向上」、「安定的受注体制の確立」にグループ一丸となって取り組んでおります。

#### <粗利益の向上策>

- ・生産性の向上／低採算プロジェクトの撲滅
- ・インドおよび中国のオフショア開発の推進
- ・国内ビジネスパートナーの管理の徹底

#### <安定的受注体制の確立>

『受注プロセス』を定義し、受注の獲得機会の創出・拡大を図り、着実に受注に結びつける。

中核事業会社である株式会社SRAにおいては、産業営業統括本部を中心に営業体制の強化を図り、安定的受注体制の確立をめざしております。

しかしながら、以下のとおり当第3四半期連結期間の連結業績につきましては、前年同期を下回る結果となりました。

売上高は10,224百万円となりました。セグメント別にみると、開発事業は微減となり、運用・構築事業は堅調に推移したものの、販売事業は大幅に減少しました。グループ会社別にみると、株式会社SRAにおいては、販売事業が大幅に低下したことに加え、主力の開発事業においては「産業系」が減少し、「金融系」においても第2四半期から吹き始めた逆風の影響が出始めました。また、他のグループ会社においても、厳しい事業環境から米国の子会社を除き、大半が減収となりました。

損益面におきましては、営業利益は788百万円、経常利益は826百万円となりました。これは、株式会社AITが粗利益率を向上させたものの、株式会社SRAにおいて売上高減少に伴う粗利益額の減少に加え、開発事業で若干の粗利益率が低下したこと、さらには株式会社ソフトウェア・サイエンスにおいて低採算プロジェクトがあったことによるものです。また、四半期純利益は関係会社株式評価損等の計上により389百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりです。

#### ①開発事業

開発事業におきましては、通信業向けの受注が増加しましたが、金融機関及び流通業向けが減少したため、当事業の売上高は5,415百万円となりました。

#### ②運用・構築事業

運用・構築事業におきましては、学校関連の受注は横ばいだったものの、金融機関向けの受注が堅調に推移した結果、当事業の売上高は1,250百万円となりました。

#### ③販売事業

販売事業におきましては、株式会社SRAの販売事業が低調だったことに加え、株式会社AITにおいて、金融機関向け機器販売の大型案件が減少したことにより、当事業の売上高は3,558百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は以下のとおりです。

所在地別セグメントにつきましては、全セグメントの売上高に占める「本邦」以外の割合が10%を超えたため、第1四半期連結会計期間から記載しております。

①日本

当第3四半期連結会計期間の売上高は9,467百万円となりました。

②その他の地域

世界市場をターゲットにした、OSS（オープンソースソフトウェア）ビジネスをはじめとするSRAグループの強みを活かしたビジネス展開ならびに日系の現地企業を対象に開発、運用・構築事業を行った結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は756百万円となりました。

※ 第1四半期連結会計期間より「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第12号）及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第14号）を適用しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金および現金同等物（以下「資金」という。）は、第2四半期連結会計期間末に比べ223百万円増加し、10,519百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により資金は、640百万円増加いたしました。これは、法人税等の支払額858百万円、賞与引当金の減少323百万円等のマイナス要因を、税金等調整前四半期純利益770百万円、仕入債務の増加396百万円、売上債権の減少268百万円等のプラス要因が上回ったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により資金は、159百万円減少いたしました。これは、貸付金の回収34百万円等のプラス要因を、投資有価証券の取得103百万円、有形固定資産及び無形固定資産の取得84百万円等のマイナス要因が上回ったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により資金は、224百万円減少いたしました。これは、主に短期借入金の純減額220百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は、30百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の内容に重要な変更はありません。

## 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,960,000
計	60,960,000

##### ②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	15,240,000	同左	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
計	15,240,000	同左	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

株式会社SRAホールディングスは、平成18年9月30日の株式会社SRAとの株式交換契約に基づき、株式会社SRAの平成17年6月29日開催及び平成18年6月29日開催の定時株主総会決議により発行した新株予約権の新株予約権者に対して割当交付した当社の新株予約権の内容は以下のとおりです。

##### ① 株式会社SRAの平成17年6月29日定時株主総会決議(平成17年7月20日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	556
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	111,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	257,000
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,285 資本組入額 643
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4,5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は200株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整が行われた場合は、同様の調整を行うものとする。

2. 当社が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「払込金額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。
- 払込金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。
- ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。
- なお、会社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は払込金額を適切に調整することができるものとする。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の平成20年3月期またはそれ以前の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が38億円以上（以下「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の相続は認めない。
- (4) その他の条件については、新株予約権に係る株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

#### 5. 譲渡による新株予約権の取得に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 6. 会社の組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

②株式会社S R Aの平成17年6月29日定時株主総会決議（平成17年10月26日取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)(注) 1	36
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注) 2	7,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注) 3	219,400
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,097 資本組入額 549
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4, 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は200株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整が行われた場合は、同様の調整を行うものとする。

2. 当社が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。  
払込金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。

ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、会社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は払込金額を適切に調整することができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の平成20年3月期またはそれ以前の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が38億円以上（以下「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の相続は認めない。
- (4) その他の条件については、新株予約権に係る株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 会社の組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

③株式会社S R Aの平成18年6月29日定時株主総会決議（平成18年8月4日取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)(注) 1	431
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注) 2	86,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注) 3	376,400
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,882 資本組入額 941
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4, 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は200株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整が行われた場合は、同様の調整を行うものとする。

2. 当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下「払込金額」という。）に新株予約権 1 個の目的である株式の数を乗じた金額とする。
- 払込金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に 1.1 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。）とする。
- ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。
- なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、または、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができる。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の平成 20 年 3 月期またはそれ以前の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が 38 億円以上（以下「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合、取締役会の決議により行使基準目標値を ±30% の範囲内において変更することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の相続は認めない。
- (4) その他の条件については、新株予約権に係る株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

#### 5. 譲渡による新株予約権の取得に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 6. 会社の組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第 236 条第 1 項第 8 号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

④株式会社SRAホールディングスの平成19年6月26日定時株主総会決議（平成19年8月9日取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)(注) 1	460
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注) 2	92,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注) 3	393,200
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,966 資本組入額 983
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4, 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は200株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整が行われた場合は、同様の調整を行うものとする。

2. 当社が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。  
払込金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。

ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は払込金額を適切に調整することができるものとする。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の第18期（平成20年3月期）の確定した連結損益計算書において、経常利益が38億円以上（以下「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、従業員もしくは当社の子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の相続は認めない。
- (4) その他の条件については、新株予約権に係る株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

#### 5. 譲渡による新株予約権の取得に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 6. 会社の組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

#### ⑤株式会社SRAホールディングスの平成20年6月26日定時株主総会決議（平成20年8月14日取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	536
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	107,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	324,400
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成25年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,622 資本組入額 811
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4,5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は200株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整が行われた場合は、同様の調整を行うものとする。

2. 当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これ

を切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「払込金額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。
- 払込金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。
- ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。
- なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は払込金額を適切に調整することができるものとする。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の第21期（平成23年3月期）の確定した連結損益計算書において、経常利益が65億円以上（以下「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、従業員もしくは当社の子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の相続は認めない。
- (4) その他の条件については、新株予約権に係る株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

#### 5. 譲渡による新株予約権の取得に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 6. 会社の組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

- (3) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

- (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	—	15,240,000	—	1,000	—	1,000

- (5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

## (6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

### ①【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己株式) 普通株式 210,000 (相互保有株式) 普通株式 1,190,100	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株
完全議決権株式（その他）	普通株式 13,839,200	138,392	同上
単元未済株式	普通株式 700	—	同上
発行済株式総数	15,240,000	—	—
総株主の議決権	—	138,392	—

(注) 1. 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が、1,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権10個が含まれております。

2. 「単元未済株式」の中には、相互保有株式が次のとおり含まれております。

相互保有株式 98株

### ②【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
(自己株式) 株式会社S R Aホールディングス	東京都豊島区南池袋 2-32-8	210,000	—	210,000	1.37
(相互保有株式) 株式会社S R A	東京都豊島区南池袋 2-32-8	1,190,100	—	1,190,100	7.80
計	—	1,400,100	—	1,400,100	9.18

## 2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	1,800	1,700	1,768	1,656	1,437	1,180	1,062	776	734
最低（円）	1,560	1,551	1,496	1,360	990	990	540	622	646

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、太陽A S G有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	9,102	9,351
受取手形及び売掛金	7,052	8,940
有価証券	1,502	2,003
商品	741	1,145
仕掛品	1,781	594
繰延税金資産	458	471
その他	766	657
貸倒引当金	△33	△22
流動資産合計	21,373	23,143
固定資産		
有形固定資産		
建物	253	240
減価償却累計額	△151	△136
建物（純額）	101	103
機械装置及び運搬具	736	736
減価償却累計額	△654	△645
機械装置及び運搬具（純額）	81	91
土地	0	0
その他	101	97
減価償却累計額	△67	△64
その他（純額）	33	32
有形固定資産合計	217	228
無形固定資産		
その他	432	440
無形固定資産合計	432	440
投資その他の資産		
投資有価証券	916	1,510
繰延税金資産	1,668	1,318
その他	1,442	1,443
貸倒引当金	△10	△10
投資損失引当金	△107	△107
投資その他の資産合計	3,909	4,155
固定資産合計	4,560	4,824
資産合計	25,934	27,967

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	3,365	3,502
短期借入金	2,574	2,576
1年内償還予定の社債	—	300
未払法人税等	196	1,640
未払消費税等	310	392
未払費用	815	963
賞与引当金	334	653
役員賞与引当金	60	74
その他	692	798
流動負債合計	8,351	10,901
固定負債		
社債	300	—
長期借入金	—	10
退職給付引当金	3,571	3,412
役員退職慰労引当金	414	400
負ののれん	15	19
固定負債合計	4,301	3,842
負債合計	12,652	14,743
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,000	1,000
資本剰余金	4,483	4,519
利益剰余金	8,577	8,029
自己株式	△894	△894
株主資本合計	13,167	12,654
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	67	480
為替換算調整勘定	△58	15
評価・換算差額等合計	8	495
新株予約権	76	52
少数株主持分	29	21
純資産合計	13,281	13,224
負債純資産合計	25,934	27,967

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間  
(自 平成20年4月1日  
至 平成20年12月31日)

売上高	29,654
売上原価	23,885
売上総利益	5,769
販売費及び一般管理費	※ 3,540
営業利益	2,228
営業外収益	
受取利息	25
受取配当金	13
有価証券売却益	5
その他	69
営業外収益合計	113
営業外費用	
支払利息	41
その他	19
営業外費用合計	60
経常利益	2,281
特別損失	
関係会社株式評価損	65
会員権評価損	22
その他	1
特別損失合計	89
税金等調整前四半期純利益	2,191
法人税、住民税及び事業税	1,138
法人税等調整額	△56
法人税等合計	1,082
少数株主利益	8
四半期純利益	1,101

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間  
(自 平成20年10月1日  
至 平成20年12月31日)

売上高	10,224
売上原価	8,299
売上総利益	1,924
販売費及び一般管理費	※ 1,136
営業利益	788
営業外収益	
受取利息	5
受取配当金	4
その他	44
営業外収益合計	54
営業外費用	
支払利息	14
その他	2
営業外費用合計	16
経常利益	826
特別損失	
関係会社株式評価損	55
その他	0
特別損失合計	55
税金等調整前四半期純利益	770
法人税、住民税及び事業税	362
法人税等調整額	18
法人税等合計	381
少数株主損失(△)	△0
四半期純利益	389

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間  
 (自 平成20年4月1日  
 至 平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	2,191
減価償却費	181
会員権評価損	22
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	151
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	14
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△318
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△13
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	10
受取利息及び受取配当金	△38
支払利息	41
固定資産除却損	1
投資有価証券評価損益 (△は益)	55
関係会社株式評価損	10
売上債権の増減額 (△は増加)	1,820
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△783
仕入債務の増減額 (△は減少)	△95
その他の負債の増減額 (△は減少)	△255
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△81
その他	△101
小計	2,813
利息及び配当金の受取額	36
利息の支払額	△41
法人税等の支払額	△2,573
営業活動によるキャッシュ・フロー	235
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△52
有形固定資産の売却による収入	0
無形固定資産の取得による支出	△121
投資有価証券の取得による支出	△168
貸付けによる支出	△26
貸付金の回収による収入	42
その他	△33
投資活動によるキャッシュ・フロー	△360
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	6
長期借入金の返済による支出	△18
社債の発行による収入	300
社債の償還による支出	△300
配当金の支払額	△553
財務活動によるキャッシュ・フロー	△566
現金及び現金同等物に係る換算差額	△55
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△746
現金及び現金同等物の期首残高	11,265
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 10,519

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)</p>
<p>1. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用  「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。  これによる、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用  第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。  これによる、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準の適用  所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
	<p>これによる、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来どおり賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をしております。</p>

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給与手当・賞与	1,459百万円
賞与引当金繰入額	77百万円
役員賞与引当金繰入額	60百万円
退職給付費用	88百万円
研究開発費	108百万円

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給与手当・賞与	497百万円
役員賞与引当金繰入額	20百万円
退職給付費用	28百万円
研究開発費	30百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在) (百万円)	
現金及び預金勘定	9,102
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△85
取得日から3ヶ月以内に償還期限の短期投資(有価証券)	1,502
現金及び現金同等物	10,519

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 15,240千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,400千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 76百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月15日 取締役会	普通株式	553	40	平成20年3月31日	平成20年6月12日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

	開発事業 (百万円)	運用・構築 事業 (百万円)	販売事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	5,415	1,250	3,558	10,224	-	10,224
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	7	72	123	202	(202)	-
計	5,422	1,322	3,681	10,426	(202)	10,224
営業利益	843	299	248	1,392	(603)	788

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

	開発事業 (百万円)	運用・構築 事業 (百万円)	販売事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	16,094	3,721	9,837	29,654	-	29,654
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	21	197	386	604	(604)	-
計	16,115	3,919	10,223	30,258	(604)	29,654
営業利益	2,478	857	792	4,128	(1,899)	2,228

(注) 1. 事業区分の名称の変更

従来、事業区分を「システム開発事業」、「ネットワーク・システムサービス事業」及び「コンサル・サービス事業」と表示しておりましたが、第1四半期連結会計期間より、それぞれ「開発事業」、「運用・構築事業」及び「販売事業」と名称を変更いたしました。この変更により事業の種類別セグメント情報に与える影響はありません。

2. 当社の事業区分の方法は、サービスの種類、性質等の類似性を考慮して区分しております。

3. 各区分に属する主な内容

事業区分	事業内容
開発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○メインフレーム系大規模システムでの要求定義から開発・保守にいたる一貫したシステム開発</li> <li>○オープン系システムのシステム企画、開発、導入までのシステムインテグレーション</li> <li>○ツールやプロダクトを活かしビジネスツールとして提供するソリューションビジネス</li> <li>○オープンソース・ソフトウェアによるシステムの技術サポートを行うオープンソースビジネス</li> </ul>
運用・構築事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コンピュータシステム及びネットワークシステムの運用管理</li> <li>○データ管理、設備管理を含むオペレーション全般</li> <li>○ネットワークシステムの構築</li> <li>○アウトソーシングサービス</li> </ul>
販売事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ライセンスを含めたパッケージソフト販売</li> <li>○インテグレーションサービスにおけるサーバーを中心とするシステム機器の販売</li> <li>○IT導入に関するコンサルティング・サービス</li> </ul>

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	9,467	756	10,224	-	10,224
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	33	7	40	(40)	-
計	9,500	764	10,265	(40)	10,224
営業利益	865	78	943	(155)	788

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	26,875	2,778	29,654	-	29,654
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	46	25	72	(72)	-
計	26,922	2,803	29,726	(72)	29,654
営業利益	2,429	246	2,675	(446)	2,228

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域のそれぞれに属する売上高が少額のため、その他の地域で一括して記載しております。

その他の地域に属する主な国……米国、オランダ

3. 海外所在地の売上高が、第1四半期連結会計期間において連結売上高の10%を超えたため、第1四半期連結会計期間より所在地別セグメント情報を記載しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	756	756
II 連結売上高（百万円）	-	10,224
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	7.4	7.4

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	2,780	2,780
II 連結売上高（百万円）	-	29,654
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	9.4	9.4

（注）1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 国又は地域の区分は、主な国又は地域のそれぞれに属する売上高が少額のため、その他の地域で一括して記載しております。

その他の地域に属する主な国……米国、オランダ

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

4. 海外売上高が、第1四半期連結会計期間において連結売上高の10%を超えたため、第1四半期連結会計期間より海外売上高を記載しております。

（有価証券関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成20年12月31日）

その他有価証券で時価のあるものが、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

	取得原価（百万円）	四半期連結貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）
(1) 株式	448	563	115
(2) その他	53	50	△3
合計	501	614	112

（デリバティブ取引関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成20年12月31日）

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

四半期連結財務諸表への影響額に重要性がないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	952.00円	1株当たり純資産額	950.22円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	79.57円	1株当たり四半期純利益金額	28.15円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	79.56円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、 希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しており ません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	1,101	389
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,101	389
期中平均株式数(千株)	13,839	13,839
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	0	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月10日

株式会社S R Aホールディングス

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 芳幸

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 並木 健治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社S R Aホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社S R Aホールディングス及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。